

受動喫煙防止条例の運用について

視察の趣旨

兵庫県の受動喫煙防止条例は、受動喫煙を「美化・ポイ捨て」の問題ではなく、健康被害の防止として位置づけており、特に20歳未満の者及び妊婦を受動喫煙から守る観点から、家庭内・車内など私的空間における配慮規定を設けている点は、国の健康増進法が届きにくい領域に踏み込んだ特徴的な事例である。

一方で、家庭内・車内規定は理念・規範形成としての意味合いが強く、実効性には限界があると考えられるため、受動喫煙防止を健康政策として整理する際の参考事例として調査する。

また、条例に基づく指導事務を保健所設置市へ移譲している点は、政令市である横浜市にも直結する論点であり、過料執行の実態や効果検証も含めて確認する。

質問項目

1 条例の考え方・制度設計について

【例示】

- ・ 条例の制定・改正に至った背景と、国の健康増進法だけでは不十分と判断した理由
受動喫煙防止措置を自治体の義務とした改正健康増進法の施行（H15.5）を受け、受動喫煙による健康被害をなくし、誰もが暮らしやすい社会づくりを目的として「兵庫県受動喫煙防止対策指針」を策定した。（H16.3）しかし、これに掲げた目標に到達することができず、受動喫煙防止対策検討委員会から「条例制定が必要」との報告がなされたが、H22の健康局長通知は努力義務を課しただけだったため、当局も県民の健康増進を一層推進するために、条例により受動喫煙による被害をなくす必要があると判断しました。
- ・ 県条例として独自に上乘せ・横出した主な規定と、その狙い（R2全面施行分）
学校、病院、児童福祉施設等 … 敷地の周囲も禁煙、屋外喫煙区域設置不可
（狙い）子ども等健康被害を受けやすい者を受動喫煙から守る
＝受動喫煙は児童虐待。★
司法機関、立法機関等 … 喫煙室設置不可
（狙い）率先して実践すべき
加熱式たばこ … 紙巻きたばこと同じ取り扱い ★
（狙い）有害性が不明なら、規制すべき ★
★ 妊婦 … 喫煙禁止、喫煙空間への立入禁止
＝（狙い）胎児も守るべき子ども 等
- ・ 受動喫煙を「美化・ポイ捨て」ではなく「健康被害防止」として位置づけた考え方
保健部局としては、健康増進法の改正を受け、受動喫煙による健康被害をなくし、誰もが暮らしやすい社会づくりを目的としました。
- ・ 条例制定・改正時における庁内、議会、県民、事業者からの主な意見
各所から賛否両論ありました。

2 20歳未満の者・妊婦を守る規定について

【例示】

- ・ 20歳未満の者及び妊婦（子ども等）を重点的に保護対象とした理由
子ども等を受動喫煙から守る、受動喫煙は児童虐待。
- ・ 家庭内での同室喫煙禁止、車内での同乗喫煙禁止規定の趣旨と運用実態
子ども等を受動喫煙から守る、受動喫煙は児童虐待。
罰則はないが、倫理観に訴えかけることで、一定の行動変容、被害の軽減といった間接的な効果を期待しています。
- ・ 私的空間に踏み込む規定を設ける際に整理した法的・実務的課題
罰則の適用は難しく、倫理観に訴えかけることで、一定の行動変容、被害の軽減といった間接的な効果を期待しています。
- ・ 家庭内・車内規定の周知、相談・苦情、指導・啓発の状況
- ・ 家庭内・車内規定の実効性に関する評価と、理念・規範形成としての効果

3 施設・事業者への運用について

【例示】

- ・ 飲食店、事業所、公共施設等に対する規制内容と運用状況
 - ＜飲食店＞禁煙の場合でも、喫煙環境表示が必要
 - ＜事業所＞ほぼ法の規定どおり
 - ＜公共施設＞官公庁（立法、司法を含む） 喫煙室設置不可
児童、学生に関する施設 敷地の周囲も禁煙
- ・ 施設管理者や事業者への周知・説明、理解を得るための工夫
本庁での普及啓発事業（平成16年度～）以外に次の事業を実施しています。
 - ・ 事業者へ周知するために、実態調査を実施（平成17～20年度）
 - ・ 「ひょうご禁煙ありがとうキャンペーン」の実施（平成21年度）
 - ・ 飲食店に禁煙ステッカーの掲示促進（平成21年度）
 - ・ 飲食店向けマニュアル作成・配布（平成21年度）
 - ・ 小・中学校で防煙教育（平成21年度～、中学校は21・22年度）
 - ・ 薬局で始める禁煙キャンペーン（平成21・22年度）
 - ・ のぼりの作成・配置（商店街、スーパー等）（平成22年度）
 - ・ 施設管理者等受動喫煙対策説明会の開催（平成24年度～令和元年度）
 - ・ 健康福祉事務所（保健所）による各種啓発事業（平成26年度～）
- ・ 事業者から寄せられた主な意見、負担感、制度運用上の課題
制度運用上の課題 … 普及啓発
- ・ 喫煙室設置や施設内禁煙化に関する支援策の有無と利用状況
分煙設備整備事業H24-27 206施設・269,347千円

4 指導・過料執行について

【例示】

- ・ 指導・助言、勧告、公表、過料の運用実績と、過料適用に至った事例の有無
県に関しては、情報提供対象事業者について、戸別訪問・協力依頼の時点で解決しており、指導・助言、勧告、公表、過料の実績はありません。
- ・ 過料適用の判断基準と、違反・苦情を把握した際の対応フロー
対応フロー図（別添）のとおりです。
- ・ 過料制度が条例の実効性確保に果たしている役割と課題
刑事罰では裁判手続きを経る必要があり、過料の場合、行政が迅速に対応できることから、制度の形骸化を防ぐことができると考えています。

5 県と保健所設置市との役割分担について

【例示】

- ・ 条例に基づく指導事務を保健所設置市へ移譲した経緯と、移譲している事務の範囲
受動喫煙の防止等に関する条例の上乗せ規制に該当する部分について、施設管理者に対し受動喫煙防止措置を求めることなど、法の業務と重複している内容があることから、法、条例双方の業務を一体的な取り扱いとすることで円滑に遂行することを目的として移譲しました。
 - 令和元年7月1日神戸市、姫路市、尼崎市、明石市及び西宮市に権限を移譲した事務
 - 指導及び助言に関する事務（条例第15条）
 - 勧告に関する事務（同第16条第1項又は第2項）
 - 公表に関する事務（同第16条第3項）
 - 命令に関する事務（同第16条第4項又は第5項）
 - 報告等の徴収並びに立入検査及び質問に関する事務（同第21条第1項）
 - 上記にかかる罰則に関する事務（同第24条、第25条）
- ・ 県と保健所設置市との役割分担、情報共有、運用調整の仕組み
条例について事務委譲しており、管内の受動喫煙対策について担当していただいています。判断困難案件については共有するとともに、随時相談対応しています。1年度に2回（昨年度は1回）「保健所設置市連絡会議」を開催し、一貫した対応を徹底するようにし、公平・公正な対応の維持を図っています。
- ・ 政令市における指導・運用の実態と、自治体ごとの対応差を抑える工夫
委譲事務については、県と同じ業務を担っていただいています。
1年度に2回（昨年度は1回）「保健所設置市連絡会議」を開催し、一貫した対応を徹底するようにし、公平・公正な対応を維持を図っています。

6 効果検証・今後の課題について

【例示】

- ・ 条例全面施行前後の県民意識、喫煙行動、施設対応等の変化

県民意識・喫煙行動

条例施行(R2.4)前後の県民モニター調査の結果

| | H29 | R2.11 | 差(R2-H29) |
|-------------|-------|-------|-----------|
| 受動喫煙の被害にあった | 67.4% | 36.8% | △30.6% |
| 条例の知名度 | 62.8% | 68.6% | 5.8% |

施設対応等の変化

条例施行(R2.4)前後の施設実態調査の結果

| | H29 | R3.2 | 差(R2-H29) |
|--------|-------|-------|---|
| 敷地内禁煙 | 68.1% | 83.7% | △30.6% 18 ² / ₃ % |
| 条例の知名度 | 76.8% | 82.8% | 5.8% 6 ¹ / ₂ % |

- ・ 受動喫煙防止に関する指標やデータの把握、効果検証の方法

県が行う県民モニター制度や施設実態調査、国が行う各種調査の結果で検証しています。

- ・ 現在の条例運用上の主な課題と、今後の見直し・改善の方向性

普及啓発が課題です。条例の見直しについては、国の検討（見直し）を受けて、受動喫煙防止対策検討会で協議することになります。

7 横浜市への示唆について

【例示】

- ・ 横浜市が受動喫煙防止施策を健康政策として検討する際に参考となる点

受動喫煙防止施策は、「保健」「公衆衛生」に分類されるものと考えており、貴市がどのようなお考えで「環境・美化」と分類されているのかが不明ですので、控えます。

- ・ 横浜市の美化条例改正にそのまま取り込むべきでない点

美化条例が現在どのようなもので、今後どのように見直されるのか不明ですので、控えます。

- ・ 「美化対策」と「健康政策」を分けて制度設計する際の留意点

たばこの吸い殻ポイ捨て＝一般廃棄物＝市町の事務との理解のため、控えます。

- ・ 政令市として保健所部門、健康部門、環境・美化部門が連携する際の留意点

現状、環境部門と連携は図れていません。

健康福祉事務所（保健所）も受動喫煙対策を担当（～H26年度）

※ 平成27年度に保健所の業務を本庁へ集約しました。ただし、普及啓発活動の一部については引き続き担当しています。